

兵庫県公報

平成31年3月29日 金曜日 第14号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 規 則 | ページ |
|------------------------------------|-----|
| ○ 兵庫県税条例施行規則等の一部を改正する規則（税務課） | 1 |

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第20号）

地方税法等の一部改正により、自動車取得税を廃止し、自動車税に環境性能割を創設すること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第20号

兵庫県税条例施行規則等の一部を改正する規則

（兵庫県税条例施行規則の一部改正）

第1条 兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第21条の2の4第14項」を「附則第21条の2の4第13項」に改め、同項第1号カ中「第15条第8号」を「第18条第8号」に改め、同項第3号中「第13項まで」を「第12項まで」に、「第4号、第10項、第11項並びに第12項第3号及び第4号」を「第11項第3号」に、「同条第13項」を「同条第10項及び第12項」に改める。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号（第16条関係）

法人県民税・事業税 納付
の 通知書
地 方 法 人 特 別 税 減 額

所在地

法人名

.....様

年 月 日

兵庫県 県民局長 印
(県税事務所)

県民税については地方税法第55条の規定により、事業税（加算金）については地方税法第72条の39、第72条の41、第72条の41の2、第72条の46又は第72条の47の規定により、地方法人特別税（加算金）については地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条及び第15条の規定により更正又は決定をいたしましたので通知します。

なお、不足金額は、指定納期限までに納付してください。

| 管理番号 | 事業年度 | 年 月 日から | | 申告年月日 | (確) | 年 月 日 | | 処理区分 | 県民税 | | 甲・更正・決定 | |
|--------------------------|--------------------------|---------|------|---------|--------------------------|--|-------------------|------|---------|--|---------|--|
| | | 年 月 日まで | (修) | | 年 月 日 | 事業税 | 地方法人特別税 | | 甲・更正・決定 | | | |
| 法人事業税・地方法人特別税 | | | | | 法人県民税 | | | | | | | |
| 法人事業税 | 摘要 | | 課税標準 | 税率(/) | 税額 | 摘要 | | 税額 | | | | |
| | 所得金額総額 | ① | | | | 課税標準額 | 法人税額又は個別帰属法人税額の総額 | ① | | | | |
| | 年 万円以下の金額 | ② | | | | 本県分 | ② | | | | | |
| | 年 万円を超え年 万円以下の金額 | ③ | | | | 本県分法人税割額 | ③ | | | | | |
| | 年 万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額 | ④ | | | | 県民税の特定寄附金税額控除額 | ④ | | | | | |
| | 合計 | ⑤ | | | | 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 | ⑤ | | | | | |
| | ②+③+④ | | | | | | | | | | | |
| | 付加価値額総額 | ⑥ | | | | 外国の法人税額等の控除額 | ⑥ | | | | | |
| | 本県分 | ⑦ | | | | 仮装経理に基づく控除額 | ⑦ | | | | | |
| | 資本金等の額総額 | ⑧ | | | | 差引法人税割額 | ⑧ | | | | | |
| | 本県分 | ⑨ | | | | ⑧ - ④ - ⑤ - ⑥ - ⑦ | ⑨ | | | | | |
| | 収入金額総額 | ⑩ | | | | 既に納付の確定した法人税割額 | ⑩ | | | | | |
| | 本県分 | ⑪ | | | | 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 | ⑪ | | | | | |
| | 再差引法人税割額 | | | | | 再差引法人税割額 | ⑪ - ⑩ | ⑫ | | | | |
| | 合計事業税額 | ⑫ | | | | 平成28年改正法附則第5条の控除額 | ⑫ | | | | | |
| ⑤+⑦+⑨+⑫ | | | | | 均等割額 | ⑬ | | | | | | |
| 事業税の特定寄附金税額控除額 | ⑭ | | | | 仮装経理に基づく事業税額の控除額 | ⑭ | | | | | | |
| ⑫-⑭ | | | | | 既に納付の確定した均等割額 | ⑮ | | | | | | |
| 差引事業税額 | ⑯ | | | | 既に納付の確定した事業税額 | ⑯ | | | | | | |
| ⑫-⑭-⑮ | | | | | 差引均等割額 | ⑰ | | | | | | |
| 租税条約の実施に係る事業税額の控除額 | ⑱ | | | | 再差引事業税額 | ⑱ | | | | | | |
| ⑯-⑰-⑱ | | | | | 県民税の合計額 | ⑲ | | | | | | |
| ⑲+④+⑤+⑥+⑦ | | | | | ⑲のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 | ⑳ | | | | | | |
| 所得割 | ㉑ | | | | 付加価値割 | ㉑ | | | | | | |
| ⑲のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 | ㉒ | | | | 収入割 | ㉒ | | | | | | |
| ⑲のうち租税条約の実施に係る更正による税額 | ㉓ | | | | ⑲のうち租税条約の実施に係る更正による税額 | ㉓ | | | | | | |
| ⑲-㉒-㉓ | | | | | 再々差引事業税額 | ㉔ | | | | | | |
| ⑲-㉒-㉓ | | | | | 再々差引地方人特別税額 | ㉕ | | | | | | |
| 所得割に係る地方人特別税 | ㉖ | | | | 仮装経理に基づく地方人特別税額の控除額 | ㉖ | | | | | | |
| 収入割に係る地方人特別税 | ㉗ | | | | 既に納付の確定した地方人特別税額 | ㉗ | | | | | | |
| ⑲-㉖-㉗ | | | | | 再差引地方人特別税額 | ㉘ | | | | | | |
| ⑲-㉖-㉗ | | | | | 租税条約の実施に係る地方人特別税額の控除額 | ㉙ | | | | | | |
| ⑲-㉖-㉗ | | | | | ⑲のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 | ㉚ | | | | | | |
| ⑲-㉖-㉗ | | | | | ⑲のうち租税条約の実施に係る更正による税額 | ㉛ | | | | | | |
| ⑲-㉖-㉗ | | | | | 再々差引地方人特別税額 | ㉜ | | | | | | |
| ⑲-㉖-㉗ | | | | | 申告加算金 | ㉝ | | | | | | |
| ⑲-㉖-㉗ | | | | | 重加算金 | ㉞ | | | | | | |
| ⑲-㉖-㉗ | | | | | 事業税額等の合計額 | ㉟ | | | | | | |
| ⑲+㉝+㉞+㉛ | | | | | | | | | | | | |

御注意

- 不足税額を納付されるときは、法定納期限の翌日から指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した

割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合）、その期間経過後は、その日数に応じ、年14.6パーセントの割合（特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した延滞金額を加算して納付してください。

- 2 上記の指定納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して3月以内に、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。

なお、この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2条 兵庫県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第28条」に、「第7節 自動車取得税（第27条・第28条）」を「第7節 軽油引取税（第29条—第32条の21）」に改める。

第4条第1項第2号中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改める。

第9条第1項中「徴収金」の右に「（法第747条の5の2第2項に規定する特定徴収金を除く。次項において同じ。）」を加える。

第13条の表書類の種類の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------------------------------|---------|
| 法第11条の9第3項の規定による自動車税種別割の納付義務の免除の申告書 | 様式第3号の3 |
|-------------------------------------|---------|

第13条の表中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に、「自動車税以外用」を「自動車税種別割以外用」に、「自動車取得税用」を「自動車税環境性能割用」に改める。

第7章の章名を削る。

第6章中第26条から第28条までを次のように改める。

第26条から第28条まで 削除

第7章の2を第7章とする。

第33条中「第146条第1項」を「第148条第1項」に改める。

第33条の3の見出し中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同条を第33条の6とする。

第33条の2の2の見出し中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同条前段中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「第27条」を「第33条の2」に改め、同条の表を次のように改める。

| | | |
|--------------------|--|--|
| 第33条の2第1項各号列記以外の部分 | 障害を有する者の利用に供するため若しくは当該者が運転するための当該自動車に係る特別の仕様若しくは装置の変更に要した額に220万円を加算した額に当該自動車の取得に対して課すべき自動車税環境性能割の税率を乗じて得た額 | 当該自動車を総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下の乗用車（三輪の小型自動車を除く。）とみなした場合に課すべき自動車税種別割の額（条例第126条第2項の申請書が、普通徴収の方法による場合にあつては納期限後に、証紙徴収の方法による場合にあつては納付後に提出されたときは、当該申請書が提出された月の翌月から月割りをもって計算した自動車税種別割の額。以下この項において同じ。） |
| | 自動車税環境性能割の額 | 自動車税種別割の額 |

| | | |
|-----------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 第33条の2第1項第1号 | 条例第125条の3第1項第3号に掲げる自動車の取得 | 条例第126条第1項第2号に掲げる自動車 |
| | の自動車の取得 | が所有する自動車 |
| 第33条の2第1項第2号から第4号まで | 条例第125条の3第1項第4号に掲げる自動車の取得 | 条例第126条第1項第3号に掲げる自動車 |
| | の自動車の取得 | が所有する自動車 |
| 第33条の2第1項第5号 | 条例第125条の3第1項第5号に掲げる自動車の取得 | 条例第126条第1項第4号に掲げる自動車 |
| | 運転する自動車の取得 | 運転する自動車 |
| 第33条の2第1項第6号 | 条例第125条の3第1項第6号に掲げる自動車の取得 | 条例第126条第1項第5号に掲げる自動車 |
| | の自動車の取得 | が所有する自動車 |
| 第33条の2第2項各号列記以外の部分 | 条例第125条の3第1項第3号から第6号までに掲げる自動車の取得 | 条例第126条第1項第2号から第5号までに掲げる自動車 |
| | 自動車の取得をした場合における当該自動車 | 自動車 |
| | 自動車税環境性能割 | 自動車税種別割 |
| 第33条の2第2項第1号 | 条例第125条の3第1項第3号に掲げる自動車の取得 | 条例第126条第1項第2号に掲げる自動車 |
| | の自動車の取得 | が所有する自動車 |
| 第33条の2第2項第2号、第3号及び第5号 | 条例第125条の3第1項第4号に掲げる自動車の取得 | 条例第126条第1項第3号に掲げる自動車 |
| | の自動車の取得 | が所有する自動車 |
| 第33条の2第2項第4号 | 条例第125条の3第1項第4号に掲げる自動車の取得 | 条例第126条第1項第3号に掲げる自動車 |
| | 同号 | 条例第125条の3第1項第4号 |
| | の自動車の取得 | が所有する自動車 |
| 第33条の2第2項第6号 | 条例第125条の3第1項第5号に掲げる自動車の取得 | 条例第126条第1項第4号に掲げる自動車 |
| | 運転する自動車の取得 | 運転する自動車 |
| 第33条の2第2項第7号 | 条例第125条の3第1項第6号に掲げる自動車の取得 | 条例第126条第1項第5号に掲げる自動車 |
| | の自動車の取得 | が所有する自動車 |

第33条の2の2を第33条の5とする。

第33条の2第1項中「第121条第1項」を「第125条の11第1項」に、「第115条第3項又は前条」を「第116条第3項又は第33条」に、「第115条に」を「第116条第1項又は第2項に」に、「条例第115条第3項の」を「同条第3項の」に改め、同条第2項中「第121条第3項」を「第125条の11第3項」に改め、同条を第33条の4とする。

第33条の次に次の2条を加える。

(障害を有する者に係る自動車税環境性能割の減免額)

第33条の2 条例第125条の3第1項第3号から第6号までに掲げる自動車の取得のうち、次に掲げる自動車の取得をした場合における当該自動車に対する自動車税環境性能割の減免の額は、障害を有する者の利用に供するため若しくは当該者が運転するための当該自動車に係る特別の仕様若しくは装置の変更に要した額に220万円を加算した額に当該自動車に対して課すべき自動車税環境性能割の税率を乗じて得た額又は当該自動車に対する自動車税環境性能割の額のいずれか少ない額とする。

(1) 条例第125条の3第1項第3号に掲げる自動車の取得のうち、次に掲げる者の自動車の取得

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

| 障害の区分 | | 障害の級別 |
|----------------------------|------|-------------------------------|
| 視覚障害 | | 1級から3級までの各級及び4級の1 |
| 聴覚障害 | | 2級及び3級 |
| 平衡機能障害 | | 3級 |
| 音声機能障害 | | 3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。) |
| 上肢不自由 | | 1級並びに2級の1及び2級の2 |
| 下肢不自由 | | 1級から6級までの各級 |
| 体幹不自由 | | 1級から3級までの各級及び5級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1級及び2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。) |
| | 移動機能 | 1級から6級までの各級 |
| 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害 | | 1級及び3級 |
| 肝臓機能障害 | | 1級から3級までの各級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | 1級から3級までの各級 |

イ アに掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2又は別表第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

| 障害の区分 | 重度障害の程度又は障害の程度 |
|--------|--|
| 視覚障害 | 特別項症から第4項症までの各項症 |
| 聴覚障害 | 特別項症から第4項症までの各項症 |
| 平衡機能障害 | 特別項症から第4項症までの各項症 |
| 音声機能障害 | 特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。) |

| | |
|----------------------------|------------------------------------|
| 上肢不自由 | 特別項症から第3項症までの各項症 |
| 下肢不自由 | 特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 |
| 体幹不自由 | 特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 |
| 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害 | 特別項症から第3項症までの各項症 |
| 肝臓機能障害 | 特別項症から第3項症までの各項症 |

- (2) 条例第125条の3第1項第4号に掲げる自動車の取得のうち、前号ア又はイに掲げる者が専ら運転する自動車に係る当該同号ア又はイに掲げる者の自動車の取得
- (3) 条例第125条の3第1項第4号に掲げる自動車の取得のうち、次に掲げる者と生計を一にする者が専ら当該次に掲げる者のために運転する自動車に係る当該次に掲げる者の自動車の取得
- ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

| 障害の区分 | | 障害の級別 |
|----------------------------|------|----------------------------------|
| 視覚障害 | | 1級から3級までの各級及び4級の1 |
| 聴覚障害 | | 2級及び3級 |
| 平衡機能障害 | | 3級 |
| 上肢不自由 | | 1級並びに2級の1及び2級の2 |
| 下肢不自由 | | 1級、2級及び3級の1 |
| 体幹不自由 | | 1級から3級までの各級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。） |
| | 移動機能 | 1級、2級及び3級（1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。） |
| 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害 | | 1級及び3級 |
| 肝臓機能障害 | | 1級から3級までの各級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | 1級から3級までの各級 |

- イ アに掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第1号表ノ2又は別表第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

| 障害の区分 | 重度障害の程度又は障害の程度 |
|--------|------------------|
| 視覚障害 | 特別項症から第4項症までの各項症 |
| 聴覚障害 | 特別項症から第4項症までの各項症 |
| 平衡機能障害 | 特別項症から第4項症までの各項症 |

| | |
|----------------------------|------------------|
| 上肢不自由 | 特別項症から第3項症までの各項症 |
| 下肢不自由 | 特別項症から第3項症までの各項症 |
| 体幹不自由 | 特別項症から第4項症までの各項症 |
| 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害 | 特別項症から第3項症までの各項症 |
| 肝臓機能障害 | 特別項症から第3項症までの各項症 |

- (4) 条例第125条の3第1項第4号に掲げる自動車の取得のうち、前号ア又はイに掲げる者であって年齢18歳未満のものと生計を一にする者が専ら当該年齢18歳未満の者のために運転する自動車に係る当該生計を一にする者の自動車の取得
- (5) 条例第125条の3第1項第5号に掲げる自動車の取得のうち、療育手帳の交付を受けている者であって重度に該当する障害を有するもの及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有する者（以下この号及び次号において「重度精神障害者等」という。）と生計を一にする者が専ら当該重度精神障害者等のために運転する自動車の取得
- (6) 条例第125条の3第1項第6号に掲げる自動車の取得のうち、第3号ア若しくはイに掲げる者又は重度精神障害者等の自動車の取得
- 2 条例第125条の3第1項第3号から第6号までに掲げる自動車の取得のうち、次に掲げる自動車の取得をした場合における当該自動車に対する自動車税環境性能割の減免の額は、前項の規定の例により算定した額の2分の1に相当する額とする。
- (1) 条例第125条の3第1項第3号に掲げる自動車の取得のうち、次に掲げる者の自動車の取得
- ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

| 障害の区分 | | 障害の級別 |
|----------------------------|------|--|
| 視覚障害 | | 4級の2及び4級の3 |
| 聴覚障害 | | 4級 |
| 平衡機能障害 | | 5級 |
| 上肢不自由 | | 2級の3及び2級の4並びに3級から6級までの各級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合に限る。）及び3級から6級までの各級 |
| 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害 | | 4級 |

イ アに掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第1号表ノ2又は別表第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

| 障害の区分 | 重度障害の程度又は障害の程度 |
|-------|------------------------------------|
| 上肢不自由 | 第4項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 |

| | |
|----------------------------|------------|
| 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害 | 第4項症及び第5項症 |
|----------------------------|------------|

(2) 条例第125条の3第1項第4号に掲げる自動車の取得のうち、前号ア又はイに掲げる者が専ら運転する自動車に係る当該同号ア又はイに掲げる者の自動車の取得

(3) 条例第125条の3第1項第4号に掲げる自動車の取得のうち、次に掲げる者と生計を一にする者が専ら当該次に掲げる者のために運転する自動車に係る当該次に掲げる者の自動車の取得

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

| 障害の区分 | | 障害の級別 |
|----------------------------|------|--|
| 視覚障害 | | 4級の2及び4級の3 |
| 聴覚障害 | | 4級 |
| 平衡機能障害 | | 5級 |
| 音声機能障害 | | 3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。） |
| 上肢不自由 | | 2級の3、2級の4及び3級 |
| 下肢不自由 | | 3級の2及び3級の3並びに4級から6級までの各級 |
| 体幹不自由 | | 5級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合に限る。）及び3級 |
| | 移動機能 | 3級（1下肢のみに運動機能障害がある場合に限る。）及び4級から6級までの各級 |
| 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害 | | 4級 |

イ アに掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第1号表ノ2又は別表第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

| 障害の区分 | 重度障害の程度又は障害の程度 |
|----------------------------|--|
| 音声機能障害 | 特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。） |
| 上肢不自由 | 第4項症及び第5項症 |
| 下肢不自由 | 第4項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 |
| 体幹不自由 | 第5項症及び第6項症並びに第1款症から第3款症までの各款症 |
| 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害 | 第4項症及び第5項症 |

- (4) 条例第125条の3第1項第4号に掲げる自動車の取得のうち、同号に規定する重度下肢等障害者が専ら運転する自動車に係る当該重度下肢等障害者と生計を一にする者の自動車の取得
- (5) 条例第125条の3第1項第4号に掲げる自動車の取得のうち、次に掲げる者と生計を一にする者が専ら当該次に掲げる者のために運転する自動車に係る当該生計を一にする者の自動車の取得
 - ア 第3号ア又はイに掲げる者
 - イ アに掲げる者のほか、重度下肢等障害者であって、年齢18歳以上のもの
- (6) 条例第125条の3第1項第5号に掲げる自動車の取得のうち、療育手帳の交付を受けている者であって中度に該当する障害を有するもの（以下この号及び次号において「中度精神障害者」という。）と生計を一にする者が専ら当該中度精神障害者のために運転する自動車の取得
- (7) 条例第125条の3第1項第6号に掲げる自動車の取得のうち、第3号ア若しくはイに掲げる者又は中度精神障害者の自動車の取得
 （下肢等障害者、重度下肢等障害者及び精神障害者の範囲等）

第33条の3 条例第125条の3第1項第3号に規定する下肢、体幹その他に障害を有する者のうち規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

| 障害の区分 | | 障害の級別 |
|----------------------------|------|----------------------------|
| 視覚障害 | | 1級から4級までの各級 |
| 聴覚障害 | | 2級から4級までの各級 |
| 平衡機能障害 | | 3級及び5級 |
| 音声機能障害 | | 3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。） |
| 上肢不自由 | | 1級から6級までの各級 |
| 下肢不自由 | | 1級から6級までの各級 |
| 体幹不自由 | | 1級から3級までの各級及び5級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1級から6級までの各級 |
| | 移動機能 | 1級から6級までの各級 |
| 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害 | | 1級、3級及び4級 |
| 肝臓機能障害 | | 1級から3級までの各級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | 1級から3級までの各級 |

- (2) 前号に掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第1号表ノ2又は別表第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

| 障害の区分 | 重度障害の程度又は障害の程度 |
|--------|------------------|
| 視覚障害 | 特別項症から第4項症までの各項症 |
| 聴覚障害 | 特別項症から第4項症までの各項症 |
| 平衡機能障害 | 特別項症から第4項症までの各項症 |

| | |
|----------------------------|--|
| 音声機能障害 | 特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。） |
| 上肢不自由 | 特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 |
| 下肢不自由 | 特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 |
| 体幹不自由 | 特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 |
| 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害 | 特別項症から第5項症までの各項症 |
| 肝臓機能障害 | 特別項症から第3項症までの各項症 |

2 条例第125条の3第1項第4号に規定する規則で定める重度の障害は、次に掲げる障害とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害

| 障害の区分 | | 障害の級別 |
|----------------------------|------|----------------------------|
| 視覚障害 | | 1級から4級までの各級 |
| 聴覚障害 | | 2級から4級までの各級 |
| 平衡機能障害 | | 3級及び5級 |
| 音声機能障害 | | 3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。） |
| 上肢不自由 | | 1級から3級までの各級 |
| 下肢不自由 | | 1級から6級までの各級 |
| 体幹不自由 | | 1級から3級までの各級及び5級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1級から3級までの各級 |
| | 移動機能 | 1級から6級までの各級 |
| 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害 | | 1級、3級及び4級 |
| 肝臓機能障害 | | 1級から3級までの各級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | 1級から3級までの各級 |

(2) 次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第1号表ノ2又は別表第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害

| 障害の区分 | 重度障害の程度又は障害の程度 |
|--------|------------------|
| 視覚障害 | 特別項症から第4項症までの各項症 |
| 聴覚障害 | 特別項症から第4項症までの各項症 |
| 平衡機能障害 | 特別項症から第4項症までの各項症 |

| | |
|----------------------------|--|
| 音声機能障害 | 特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。） |
| 上肢不自由 | 特別項症から第5項症までの各項症 |
| 下肢不自由 | 特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 |
| 体幹不自由 | 特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 |
| 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害 | 特別項症から第5項症までの各項症 |
| 肝臓機能障害 | 特別項症から第3項症までの各項症 |

- 3 条例第125条の3第1項第5号に規定する精神に障害を有する者のうち規則で定めるものは、療育手帳の交付を受けている者のうち重度又は中度に該当する障害を有する者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害を有する者とする。
- 4 条例第125条の3第3項の表に規定する規則で定める書類は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 減免の理由 | 提示すべき書類 |
|-------------------------|----------------------------------|
| 条例第125条の3第1項第3号又は第4号の場合 | 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳 |
| 条例第125条の3第1項第5号の場合 | 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 |
| 条例第125条の3第1項第6号の場合 | 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 |

第34条中「自動車税証紙」を「種別割証紙」に、「自動車税を」を「自動車税種別割を」に改める。
 第35条の見出し中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同条第1号中「自動車税証紙」を「種別割証紙」に改める。

第36条の表中

| | |
|---------------------------------|--------|
| 法第152条第2項の規定による自動車税の納付義務の免除の申告書 | 様式第84号 |
|---------------------------------|--------|

を

| | |
|--|----------|
| 法第161条第2項の規定による自動車税環境性能割の修正申告書 | 様式第84号 |
| 条例第125条第2項の規定による自動車税環境性能割の納税義務の免除の申告書 | 様式第84号の2 |
| 条例第125条第4項の規定による自動車税環境性能割の徴収猶予の申告書 | 様式第84号の3 |
| 条例第125条第8項又は第125条の2第3項の規定による自動車税環境性能割の還付の申請書 | 様式第84号の4 |
| 条例第125条の2第4項の規定による自動車税環境性能割の納税義務の免除の申請書 | 様式第84号の5 |

| | |
|---|----------|
| 条例第125条の3第2項の規定による自動車税環境性能割の減免の申請書又は 条例第126条第2項の規定による自動車税種別割の減免の申請書（随時分） | 様式第84号の6 |
| 自動車税環境性能割の納付及び減額の通知書 | 様式第84号の7 |

に、「自動車税の納税通知書兼納付書」を「自動車税種別割の納税通知書兼納付書」に、「自動車税の納付書」を「自動車税種別割の納付書」に、「第121条第3項」を「第125条の11第3項」に、

| | |
|-----------------------------|----------|
| 条例第126条第2項の規定による減免の申請書（随時分） | 様式第63号 |
| 条例第126条第2項の規定による減免の申請書（定期分） | 様式第63号の2 |

を

| | |
|-------------------------------------|--------|
| 条例第126条第2項の規定による自動車税種別割の減免の申請書（定期分） | 様式第96号 |
|-------------------------------------|--------|

に、「自動車税の納税証明書」を「自動車税種別割の納税証明書」に、「自動車税証紙」を「種別割証紙」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第21条の2第1項」を「附則第21条の6の2第1項」に改める。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第21条の2の4第13項」を「附則第21条の8第8項」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 条例附則第21条の8第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項
 - ア 条例附則第21条の8第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする旨
 - イ 自動車の通常の取得価額（法第156条に規定する通常の取得価額をいう。次号イにおいて同じ。）
 - ウ 自動車の乗車定員
- (2) 条例附則第21条の8第4項から第7項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（法附則第12条の2の13第4項第3号、第5項第3号及び第4号並びに第6項第3号に掲げる自動車並びに同条第7項に規定するトラックにあつては、エに掲げる事項を除く。）
 - ア 条例附則第21条の8第4項から第7項までの規定の適用を受けようとする旨
 - イ 自動車の通常の取得価額
 - ウ 自動車の車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）
 - エ 自動車の乗車定員

様式第3号の2の次に次の1様式を加える。

様式第3号の3 (第13条関係)

自動車税種別割納付義務免除申告書

年 月 日

兵庫県 県民局長様

納税義務者 (売主)

住 所
(所在地)

氏 名
(名称) ㊟

個 人 番 号 [↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]
(法人番号)

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

電 話 (.....) 番

地方税法第11条の9第3項の規定により、自動車税種別割の納付義務免除を申告します。

| | | | | | |
|---|--|--------------|--------------|--|-------------|
| 自動車登録番号 | | | | | |
| 契 約 の 内 容 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">契 約 者 (買主)</td> <td style="width: 70%;">住 所 (所在地)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名 (名称)</td> </tr> </table> | 契 約 者 (買主) | 住 所 (所在地) | | 氏 名 (名称) |
| | 契 約 者 (買主) | 住 所 (所在地) | | | |
| | | 氏 名 (名称) | | | |
| | 契 約 日 | 年 月 日 | | | |
| 売買代金完了予定日 | 年 月 日 | | | | |
| 売 買 代 金 | 円 | | | | |
| 売 買 代 金 未 収 額 | | 円 | | | |
| 未収が発生した年月日 | | 年 月 日 | | | |
| 添付書類 1 売買契約書 (写し) 2 自動車所在不明調査記録 (写し) 3 返戻された配達証明郵便物 (写し) 4 不納欠損稟議書 (写し) | | | | | |

(日本工業規格 A列4番)

様式第4号中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

様式第10号中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「第165条」を「第177条の19」に改める。

様式第17号中「受付」を「受付印」に、「自動車取得税更正請求書」を「自動車税環境性能割更正請求書」に、

「
自動車登録番号又は
号
軽自動車車両番号
」

を

「
自動車登録番号
号
」

に改める。

様式第40号から様式第42号までの規定中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、「農業経営基盤強化促進法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は」を削る。

様式第58号から様式第64号までを次のように改める。

様式第58号から様式第64号まで 削除

様式第83号中「自動車税」を「種別割」に改める。

様式第84号を次のように改める。

様式第84号 (第36条関係)

| | | | | | | |
|--|------|----------------------|---|---|---|---|
| 自動車登録番号 1 神戸 2 姫路 | | 取得 (契約等) 年月日 | | 年 | 月 | 日 |
| 取得の原因 売買・贈与・相続・寄附・交換 その他 (具体的に記入してください。) | | 自動車 新車・中古車 | | | | |
| 用途区分 車名・年式・型式・ 類別区分番号 | | 新車・中古車 | | | | |
| 新車・中古車の別 | | 初年度登録年月 (初年度検査年) | | | | |
| 中古車 | | 取得までの用途区分 自家用・営業用 | | | | |
| 課税標準額 | | 百万 | 千 | 0 | 0 | 円 |
| 税率 | 税額 ① | | | 0 | 0 | 円 |
| 既に納付の確定した税額 ② | | | | | | 円 |
| この申告によって納付すべき 税額 ①-② | | | | | | 円 |
| 延滞金額 ④ | | | | | | 円 |
| この申告によって納付すべき 金額 ③+④ | | | | | | 円 |

| | | |
|--|---|------------|
| 納税義務者 ふりがな 氏名 (名称) | 住所 (所在地) ビル、団地、アパート、住宅等の名称、棟号及び室番号 を必ず記入してください。 | 電話 () - 番 |
| 譲渡した者 (旧所有者) | 住所 (所在地) ふりがな 氏名 (名称) | 電話 () - 番 |
| 付加物としない特別な機械又は装置の価額 パリアフリー・ASV特例 (受ける・受けない) | | |
| エネルギー消費効率 キロメートル/リットル | 燃料の種類 | 車両総重量 |
| 変速装置の方式及び構造 | キログラム | |

| | |
|----------------------------|---|
| 納付税額 | 円 |
| 自動車登録番号 1 神戸 2 姫路 | 号 |
| 納税者 住所 (所在地) 氏名 (名称) | |

受付印

自動車税環境性能割申告書 (修正)
兵庫県 県民局長様

(金額は、正確に記入してください。)

納税済証 自動車税環境性能割 切り取らないでください。

(265mm×297mm)

様式第84号の3 (第36条関係)



兵庫県 県民局長様

自動車税環境性能割徴収猶予申告書

年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名
(名 称) ㊟

電 話 () ー 番
.....

| | | |
|--|--------------------|-------|
| 自動車登録番号 | 号 | 課税標準額 |
| 取得年月日 | 年 月 日 | 税 額 |
| 定 置 場 | | |
| 譲渡担保財産の取得 | 年 月 日 | |
| 債権の消滅予定 | 年 月 日 | |
| 譲渡担保財産の移転予定 | 年 月 日 | |
| 譲渡担保財産の設定者 | 住 所 (所在地) | |
| | 氏 名 (名 称) | |
| 添付書類 譲渡担保財産であること及びこれを6月以内に設定者に移転することを証明するに足りる書類 (登録謄本等) | | |

(日本工業規格 A列4番)

様式第84号の4 (第36条関係)

自動車税環境性能割還付申請書



兵庫県 県民局長様

年 月 日

住 所
(所在地).....

氏 名
(名 称).....㊤

個人番号 [↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]

(法人番号) [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

電 話 (.....) 番

兵庫県税条例第 条第 項の規定により、先に納付した自動車税環境性能割の還付を次のとおり申請します。

申請金額 円

| |
|---------|
| 口座振替払請求 |
| 金融機関名 |
| 預金の種別 |
| 口座名義 |

既 納 税 額

| |
|--|
| 課税標準額 |
| 納付した税額 |
| 納付年月日 年 月 日 |
| 課税番号 (自動車登録番号) |
| 号 |

取得した自動車

| | | |
|---------------|---|------------|
| 自動車登録番号 | 号 | 用途区分 |
| 定 置 場 | | |

還付を受けようとする事項

次に掲げる申請事項のうち該当するものの番号を○で囲んでください。

- 1 譲渡担保財産の取得
- 2 自動車の返還

還付を必要とする理由

次の1又は2のうち該当するもののみ記入してください。なお、該当する項目の下欄に書いてある添付書類をこの申請書に添付してください。

- 1 譲渡担保財産の取得

| | | |
|--|----------------|--------------------|
| 譲渡担保財産の取得 年 月 日 | 債権の消滅 年 月 日 | 譲渡担保財産の移転 年 月 日 |
| 住 所 (所在地) | | |
| 譲渡担保財産の設定者 ----- | | |
| 氏 名 (名 称) | | |
| 添付書類 譲渡担保財産であったこと及びこれを6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転したことを証明するに足りる書類 (登録謄本等) | | |

- 2 自動車の返還

| | |
|--|-------|
| 取 得 年 月 日 | 年 月 日 |
| 自動車を返還した年月日 | 年 月 日 |
| 添付書類 自動車の性能が良好でないこと等の理由により当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したことを証するに足りる書類 | |

(日本工業規格 A列4番)

様式第84号の5 (第36条関係)



自動車税環境性能割納税義務免除申請書

年 月 日

兵庫県 県民局長様

住 所
(所在地)

氏 名
(名 称) ㊟

個人番号 [↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]

(法人番号) [Grid for 13 digits]

電 話 (.....) 番

| | | |
|---|-----|------|
| 自動車登録番号 | 号 | 用途区分 |
| 定 置 場 | | |
| 課 税 標 準 額 | 税 額 | |
| 取 得 年 月 日 | 年 | 月 日 |
| 自動車を返還した年月日 | 年 | 月 日 |
| 還付を受けるべき金額 | | |
| 添付書類 <p>自動車の性能が良好でないこと等の理由により当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したことを証するに足りる書類</p> | | |

(日本工業規格 A列4番)

様式第84号の6 (第36条関係)

自動車税環境性能割
自動車税種別割 (随時分) 減免申請書



兵庫県 県民局長様

年 月 日

住 所
(所在地)
氏 名
(名 称) ㊟
電 話 () — 番

兵庫県税条例第125条の3第2項の規定により、自動車税環境性能割の減免を申請します。
兵庫県税条例第126条第2項の規定により、自動車税種別割 (随時分)

| | | |
|---------|---|------|
| 自動車登録番号 | 号 | 用途区分 |
| 定 置 場 | | |

| 自動車税環境性能割 | | 自動車税種別割 (随時分) | |
|------------------------|--|---------------------------------|---|
| 取得年月日 | | 年度 | |
| 自動車の車名型式 | | 納 期 限 | |
| 課 税 標 準 額 | 円 | 所有年月日 | |
| 税 額 | 円 | 税 額 円 | |
| | | 災害のため運行不能となった期間 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 減免を受けようとする理由及び自動車の使用目的 | | | |
| 当該自動車を利用する障害者 | 住 所 | | 氏 名 生年月日 |
| | 身体障害者手帳 戦傷病者手帳 療 育 手 帳 の手帳番号及び年月日 精神障害者保健 福 祉 手 帳 第 号 年 月 日交付 | | 障害区分 |
| 当該自動車の運転者 | 住 所 | | 運転免許証の番号及び交付年月日 第 号 年 月 日交付 有効期限 年 月 日 運転免許証の種類 運転免許の条件 |
| | 氏 名 生年月日 | 障害者との続柄 | |

(日本工業規格 A列4番)

様式第84号の7 (第36条関係)

自動車税環境性能割^{納付}減額^{通知書}

年 月 日

住 所 (所在地)
氏 名 (名 称) 様

兵庫県 県民局長 印
(県税事務所)

地方税法第168条、第171条又は第172条の規定により、次のとおり更正又は決定をしたから通知します。なお、不足税額は、指定納期限までに納付してください。

| | | | |
|----------------------------------|----------------------|----------------|--------|
| 自動車登録番号 号 | 取得 年 月 日 申告 年 月 日 | 法定納期限 年 月 日 | |
| 課 税 標 準 額 ① | | | |
| 税 額 ① × $\frac{\quad}{100}$ ② | | | |
| 既に納付の確定した税額 ③ | | | |
| 納付すべき税額 ② - ③ ④ | | | |
| 加 算 金 の 区 分 | 基本税額 | 税率 | 加算金額 ⑤ |
| 過少申告・不申告・重 | | | |
| 納 付 す べ き 金 額 ④ + ⑤ ⑥ | | | |
| 指定納期限 年 月 日 | | | |

御注意

- 不足税額を納付されるときは、法定納期限の翌日から指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合））、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6パーセントの割合（特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した延滞金額を加算して納付してください。
- 上記の指定納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。
- この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して3月以内に、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。
この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。
なお、この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格 A列4番)

様式第85号中「自動車税領収済通知書」を「自動車税種別割領収済通知書」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に、

「
自 動 車 税
納 付 書 (副)
振替払込請求書兼受領証
」

を

「
自 動 車 税 種 別 割
納 付 書 (副)
振替払込請求書兼受領証
」

に、「自動車税納税通知書兼納付書兼領収証書」を「自動車税種別割納税通知書兼納付書兼領収証書」に、「第145条」を「第146条」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に改める。

様式第86号中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「自動車税納税通知書兼納付書兼領収証書」を「自動車税種別割納税通知書兼納付書兼領収証書」に、「第145条」を「第146条」に改める。

様式第86号の2中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「自動車税納税通知書兼納付書兼領収証書」を「自動車税種別割納税通知書兼納付書兼領収証書」に、「第145条」を「第146条」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に改める。

様式第87号中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「自動車税納付書兼領収証書」を「自動車税種別割納付書兼領収証書」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に改める。

様式第88号及び様式第88号の2中「自動車税 領収済通知書」を「自動車税種別割 領収済通知書」に、

「
自動車税
納付書 (副)
」
を
「
自動車税
種別割
納付書 (副)
」
に、
「
自動車税
納付書兼
領収証書
」
を
「
自動車税
種別割
納付書兼
領収証書
」
に改める。

様式第89号中「自動車税領収済通知書」を「自動車税種別割領収済通知書」に、「自動車税納付書 (副)」を「自動車税種別割納付書 (副)」に、「自動車税納付書兼領収証書」を「自動車税種別割納付書兼領収証書」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

様式第95号中「(第121条関係)」を「(第36条関係)」に、「第121条第3項」を「第125条の11第3項」に改める。

様式第96号を次のように改める。

様式第96号（第36条関係）



自動車税種別割（定期分）減免申請書

年 月 日

兵庫県 県民局長様

住 所
 (所在地)
 氏 名
 (名 称) ㊟
 個人番号 [↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]
 (法人番号)

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

 電 話 (.....) 番

兵庫県税条例第126条第2項の規定により、自動車税種別割（定期分）の減免を申請します。

| | | |
|---------|---|------|
| 自動車登録番号 | 号 | 用途区分 |
| 定 置 場 | | |

| | |
|-----------------|-----------------|
| 年 度 | 年 度 |
| 納 期 限 | 年 月 日 |
| 所 有 年 月 日 | 年 月 日 |
| 税 額 | 円 |
| 災害のため運行不能となった期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |

減免を受けようとする理由及び自動車の使用目的

| | | |
|---------------|--|-------------|
| 当該自動車を利用する障害者 | 住所 | 氏 名 生年月日 |
| | 身体障害者手帳 戦傷病者手帳 療 育 手 帳 の手帳番号及び年月日 精神障害者保健 福 祉 手 帳 第 号 年 月 日交付 | 障害区分 |

| | | |
|-----------|-------------|---|
| 当該自動車の運転者 | 住所 | 運転免許証の番号及び交付年月日 第 号 年 月 日交付 有効期限 年 月 日 運転免許証の種類 運転免許の条件 |
| | 氏 名 生年月日 | |

(日本工業規格 A列4番)

様式第97号中「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に改める。

様式第98号中「自動車税証紙」を「種別割証紙」に改める。

(兵庫県税証紙徴収条例施行規則の一部改正)

第3条 兵庫県税証紙徴収条例施行規則(昭和40年兵庫県規則第71号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「500万円」を「100万円」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年兵庫県規則第58号)の一部を次のように改正する。

別表2の項を削り、同表1の項中「(昭和35年兵庫県条例第63号)」を削り、「自動車税」の右に「の種別割」を加え、同項を同表2の項とし、同表手続の項の次に次のように加える。

| | |
|---|------------|
| <p>1 兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)第125条の3第2項の規定による自動車税の環境性能割の減免の申請(同条第1項第3号から第6号までのいずれかに該当する自動車の取得に係るものに限る。)</p> | <p>第3条</p> |
|---|------------|

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定(兵庫県税条例施行規則様式第40号から様式第42号までの改正規定を除く。)及び第4条の規定は同年10月1日から、第2条中兵庫県税条例施行規則様式第40号から様式第42号までの改正規定は兵庫県税条例等の一部を改正する条例(平成31年兵庫県条例第6号)附則第1項第7号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 第1条の規定による改正後の兵庫県税条例施行規則様式第24号については、当分の間、同条の規定による改正前の兵庫県税条例施行規則様式第24号によることができる。